



当別町の校外教育支援センターを紹介します！

何らかの理由で登校が難しい児童生徒に対して、安心できる居場所を提供し、学習や活動、相談を通して、社会的な自立を目指すことを目的に、校外適応指導教室「レインボー」を開設していますが、今年度より名称を変更し、校外教育支援センター「レインボールーム」として再出発しました。さらに今年度5月より、西当別地区においても校外教育支援センター「つなぐっとルーム」を開設したところです。

当別町では、各学校内に設置されている校内教育支援センター※「ステップルームからふる」と校外教育支援センター「レインボールーム」・「つなぐっとルーム」が共に連携し、子どもたち一人一人の状況に応じた支援や学びをサポートし、社会的な自立へつなげていく取り組みを行っています。

※ **校内教育支援センターとは**：学校には行けるけれど自分のクラスに入れない時や、少し気持ちを落ち着かせたい時に利用できる学校内の空き教室等を活用した部屋のこと。

レインボールーム（白樺コミセン内に設置）



広 告

レインボールームは、平成13年に開設されました。その名前の由来は、雨がやんだ空に、水滴が日光に当たることによって現れる美しい虹（レインボー）をイメージして、子どもたちが温かい光のもと、それぞれが自分の色で大空に輝き、今が必ず明日へとつながってくれるという願いが込められています。レインボーには、教員経験のある職員が2名勤務し、子どもたちをサポートしています。

つなぐっとルーム（西当別コミセン内に設置）



今年度、西当別コミュニティセンター内に新たに開設した「つなぐっとルーム」が、子どもと学校・家庭・地域をグッとつないで、安心・安全な居場所となることを願っています。

つなぐっとルームの職員もレインボールームと同様に、教員経験のある職員が2名勤務し、子どもたちの学びをサポートしています。

両地区の校外教育支援センターでは、一人一人の状況に合わせた学びのサポートやスポーツやゲーム、制作などの活動を考えながら取り組みを進めています。

当別町教育委員会のホームページに様々な情報を掲載していますので、ぜひご確認ください。利用を希望される際には、お子さんが在籍している学校に連絡し、教育支援センターを利用したい旨をお伝えいただければと思います。



広 告

児童手当が拡充されます

児童手当制度が改正され、10月以降は新制度に基づいて児童手当を支給します。新制度に基づく初回支給月は12月です。なお、制度改正後も受給額が変わらない方は手続き不要です。

▼変更点

①対象児童の年齢を高校生年代までに延長、②所得制限の撤廃、③第3子の支給金額月額を3万円に変更、④支給月が4・6・8・10・12・2月（各月の原則7日）の年6回に変更、⑤第3子の算定方法が、経済的な支援等をしている22歳年度末までの子に変更

新制度の児童手当支給額

	3歳未満	3歳～18歳
第1・2子	1万5,000円	1万円
第3子以降	3万円	3万円

▼申請が必要な方

- 中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童のみを養育している方
 - 所得超過のため児童手当の支給対象外である方
 - 児童手当を受給中で、別世帯の高校生年代の児童を養育している方
 - 18歳年度末以降22歳年度末までの年齢の子がいて、18歳までの児童の合計人数が3人以上の方
- 8月1日を基準日として、町在住の対象児童を養育している世帯主に10月上旬頃、文書でお知らせしますので手続きください。なお、申請が必要な方で文書が届いていない方は申請書を提出ください。詳しくは町ホームページをご確認ください。

▼提出期限 10月31日（木）※期限までに提出がない場合は、令和6年10・11月分の支給月が令和7年1月以降になる可能性があります。

▼問合せ 保健福祉課福祉係（ゆとり内・☎23－3019）

11月から児童扶養手当の所得制限額・第3子以降の加算額が引き上げとなります

児童扶養手当制度が改正され、11月以降は所得限度額と第3子以降の加算額が次のとおり引き上げられます。なお、新制度に基づく初回支給月は、令和7年1月です。

①所得制限額の引き上げ

・全額支給となる所得制限額

扶養する児童等の数	受給資格者本人の前年所得	
	R6.10月分まで	R6.11月分から
0人	49万円	69万円
1人	87万円	107万円
2人	125万円	145万円
3人	163万円	183万円
4人	201万円	221万円
5人	239万円	259万円

・一部支給となる所得制限額

扶養する児童等の数	受給資格者本人の前年所得	
	R6.10月分まで	R6.11月分から
0人	192万円	208万円
1人	230万円	246万円
2人	268万円	284万円
3人	306万円	322万円
4人	344万円	360万円
5人	382万円	398万円

②第3子以降の加算額引き上げ

	R6.10月分まで	R6.11月分から
全部支給	6,450円	1万750円
一部支給	6,440円～3,230円	1万740円～5,380円

▼問合せ 保健福祉課福祉係（ゆとり内・☎23－3019）

広 告

広 告

令和7年度 保育施設入所受付【一次募集】は11/29まで！

令和7年4月1日から保育施設の利用を希望される方の一次募集を開始します。11月末までに申込みがあった方で利用調整を行い、翌年1月末までに結果をお知らせします。期間内に申込みがない方や必要書類に不備がある方は、二次募集（12月2日開始）以降での受付となりますので、ご注意ください。

▼一次募集期間 11月1日（金）～11月29日（金）

▼申込先 各保育施設または子ども未来課子ども係

▼必要書類

①教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書

②保護者（父・母）の就労証明書等

※取得に時間がかかる場合がありますので、お早めにご用意ください。

③保護者（父・母）の令和6年度市町村民税額が確認できるもの（町に課税情報がない方のみ）

※令和6年1月1日に住民登録のあった市町村から交付される課税証明書の提出が必要です。保護者分の個人番号確認書類（個人番号カード等）と本人確認書類（個人番号カード・運転免許証等）の提出があった場合は、課税証明書の提出を省略できます。

▼問合せ

・子ども未来課子ども係（ゆとり内・☎23－3024）

・認定こども園当別夢の国幼稚園（☎23－2381）

・認定こども園おとぎのくに（☎26－2353）

※令和6年度途中で利用希望の予定がある方は各保育施設にお知らせください。

《保育施設について》

施設名	住所	入所年齢	特別保育
認定こども園 当別夢の国幼稚園	北栄町 20番地12	生後57日 目以降	延長、特別支援教育・保育、一時預かり（幼稚園型）
認定こども園 おとぎのくに	太美町 1480番地8		延長、特別支援教育・保育、一時預かり（一般型・幼稚園型）

▼保育時間

・7時30分～18時30分（保育標準時間）

・8時30分～16時30分（保育短時間）

▼休所日 日曜・祝日、12月29日～翌年1月3日

▼特別保育 別途申込みが必要ですが、通常保育以外に次の保育を実施しています。

・延長保育…保育時間を超えて、19時30分まで別料金で実施。

・特別支援教育・保育…集団保育や毎日の通所が可能な3歳以上の子どもを対象に、加配保育士による保育を実施。

・一時預かり…保護者のパート就労や疾病等により家庭で保育できない1歳6カ月以上の児童を対象に実施。
※幼稚園部分では教育時間終了後から在園児・2歳児を対象とした一時預かりを実施。

広 告

子どもプレイハウスでは「長期休業期間のみ」の利用を開始します

子どもプレイハウスでは、これまで通りの通年利用のほか、学年始休業、夏季休業、冬季休業、学年末休業などの短期間での利用も可能となります。

利用には入所申込みが必要ですので、受付期間内に手続きください。受付期間を過ぎた後に申込み場合は、利用開始の遅れや、定員に達して利用できない場合がありますのでご注意ください。

詳しくは町ホームページをご確認ください。

▼対象 町内小学校や義務教育学校前期課程に通学する児童であり、学校が長期休業中の日中に保護者が就労等により保護ができない児童

▼入所期間 令和6年度冬季休業期間 ※その他期間の入所受付は町広報誌、町ホームページ、チラシ等でお知らせします。

▼受付期間 11月1日（金）～29日（金）

▼利用料 保育料2,000円、保護者会費2,000円（長期休業期間ごと）、延長保育利用料1回300円、期間内上限2,000円、スポーツ安全保険料800円（年度内有効）

▼問合せ 子ども未来課子育てサポート係（ゆとり内・☎25-2658）



町 HP

10月は「里親月間」です 支援を必要としている子どもたちがいます

「里親」は、さまざまな事情により家庭で暮らせなくなった子どもを、自分の家庭に迎え入れて育てる制度です。迎え入れる子どもたちは、年齢や育てる期間などさまざまですが、里親の仕事や家庭の事情を勘案して、児童相談所が養育をお願いします。里親として委託された場合は、医療費や教育費などが必要に応じて支給されます。詳しくは問合せください。

▼問合せ 北海道児童相談所（木村・☎011-631-0301/札幌市中央区円山西町2丁目1-1）

巡回児童相談を実施します

18歳未満のお子さんの発達の遅れ、療育手帳の判定などの相談をお受けします。定員は2名程度です。

▼日程 令和7年1月29日（水）

▼場所 ゆとり

▼相談員 北海道中央児童相談所 児童福祉司・心理判定員

▼申込期限 10月25日（金）

▼問合せ 子ども未来課子育てサポート係（ゆとり内・☎25-2658）

子育て支援センターからのお知らせ

子育てに関する講座や講習会、育児相談などを行っています。申込みが必要な場合がありますので、下記QRコードをご確認いただくか、問合せください。

▼対象 0歳から就学前の子どもと保護者・妊娠中の方

▼時間 平日9時～14時

あそびのひろば（当別地区）

▼内容 ベビーマッサージ、わらべうた・絵本の読み聞かせ、骨盤調整レッスン、音楽会 ▼問合せ 子ども未来課子育てサポート係（ゆとり内・☎25-2658）



町 HP

おとぎキッズ（太美地区）

▼内容 ヨガ、絵本の読み聞かせ、当別高校生交流 ▼問合せ 認定こども園おとぎのくに（☎26-2353）



おとぎのくに HP

広 告

広 告

価格高騰重点支援給付金（子育て世帯分）の追加支給について

価格高騰による低所得の子育て世帯への負担軽減を図るため、18歳以下の児童を養育する保護者へ児童一人当たり「価格高騰重点支援給付金」（5万円）を支給します。なお、下記要件の対象で、すでに給付を受けられている方は対象外です。

▼支給対象世帯 令和6年6月3日時点において町に住民票があり、18歳以下（平成17年4月2日生まれ以降）の児童を養育し、令和6年度に新たに次の①または②に該当する世帯

- ①令和6年度町民税非課税者のみで構成される世帯
- ②令和6年度町民税均等割のみ課税される者のみで構成される世帯

▼支給対象となる児童 令和6年6月3日時点において町に住民票がある18歳以下の児童または、次の③または④に該当する18歳以下の児童

③令和6年6月3日以降（令和6年10月31日まで）に生まれた児童

④別世帯だが扶養されている児童

▼申請 ③または④に該当する場合は申請が必要です。申請を希望する方は、町ホームページを確認していただくか、福祉係まで問合せください。

▼期限 11月15日（金）

▼問合せ 保健福祉課福祉係（ゆとろ内・☎23-3019）

乳幼児がいる世帯へ町のゴミ袋を無償配布します

町では、少子化対策事業として子育て世帯を応援するために、1か月につき1人当たりおむつ用ゴミ袋（20リットル袋）10枚を無償で配布します。

▼対象 令和4年11月1日以降に生まれた乳幼児がいる世帯（10月下旬までに引換書を送付します）

▼配布場所 ゆとろ、西当別支所

▼問合せ 保健福祉課福祉係（ゆとろ内・☎23-3019）

教育委員会委員に小林泰雄氏が再任

令和6年9月30日で教育委員会委員の任期が満了になった小林泰雄氏が、議会の同意を受け、再任されました。

▼任期 令和6年10月1日～令和10年9月30日

▼問合せ 学校教育課総務係（☎23-2689）



小林泰雄氏

とうべつ学園での読み聞かせボランティアを募集しています

とうべつ学園よみきかせ隊では、ボランティアを募集しています。絵本の読み聞かせに興味のある方、子どもが好きな方、未経験の方も可能です。詳しくは問合せください。

▼活動内容 朝の読み聞かせや図書館行事など

▼問合せ 当別町図書館（☎23-0573）



図書館からのお知らせ



当別町図書館企画展 第48弾は秋の読書週間：本館・分館交換本

▼期間 10月31日（木）まで

新着図書

当別町図書館【児童書35冊、一般書34冊】

- ・「かみさまは高校2年生」 すみれ
- ・「エンド・オブ・ライフ」 佐々 涼子

当別町図書館西当別分館【児童書26冊、一般書24冊】

- ・「おとうとのねじまきパン ずっとむかし、満州という国であったこと」 高橋 うらら
- ・「ハロウィンぺんとう」 木坂 涼 / いりやまさとし

▼問合せ 当別町図書館（☎23-0573）、当別町図書館西当別分館（☎26-3300）

広 告